

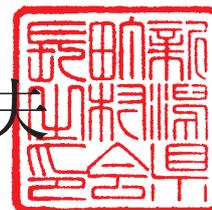
令和7年度県予算・施策に対する

要 望 書

令和6年10月

新潟県町村会

会長 品田 宏 夫



目 次

◎はじめに	1
◎町村共通の重要課題	
<u>I 県民生活</u>	
1 地域公共交通の維持・活性化	2
2 道路の適切な維持管理に向けた支援	3
3 地籍調査事業の促進	3
<u>II 医療・福祉</u>	
4 地域医療体制の整備	4
5 介護保険制度に対する支援	5
6 国民健康保険に対する財政支援	5
7 民生委員・児童委員のなり手不足対策の推進	6
8 孤独老人対策の推進	6
<u>III 子育て</u>	
9 子育て環境の整備	6～7
10 多様な子ども教育の推進	7
<u>IV 教育</u>	
11 教員の確保・多忙化解消	8
12 高等学校及び中等教育学校の再編・魅力化	9
13 中学校における部活動の地域移行	9
<u>V 農林業</u>	
14 農用地の利用集積	10
15 農地の基盤整備の推進	11
16 農業所得の向上対策の推進	11～12
17 有害鳥獣被害防止対策の拡充	12
18 木材流通の強力な促進支援	12

VI DX

19	デジタル化施策の推進	13
----	------------	----

VII 安全

20	空き家対策の推進	13
----	----------	----

21	原子力災害時の避難等	14
----	------------	----

VIII 広域自治体としての県のさらなる取組

22	消滅する可能性がある自治体への県全体としての対応	14
----	--------------------------	----

23	地域活性化推進事業の拡充	14
----	--------------	----

24	新潟県地方税徴収機構事業の継続	15
----	-----------------	----

25	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の 市町村との連携事業の推進	15
----	---	----

26	戸籍謄本等の第三者からの請求に関する本人通知制度の法制化	15
----	------------------------------	----

◎町村個別の重要課題

1	木材流通の促進を目指したA材・B材の活用と 花粉の少ない苗木育成の推進について（阿賀町）	16
---	---	----

2	県立定時制高校の存続について（出雲崎町）	16
---	----------------------	----

3	地域医療体制の整備について（出雲崎町）	17
---	---------------------	----

4	国重要文化財の維持管理補助金の補助率の嵩上げについて （関川村）	17
---	-------------------------------------	----

5	特定有人国境離島地域への早期追加指定について（粟島浦村）	18
---	------------------------------	----

◎はじめに

少子高齢化と人口減少が急速に進展する中、県内各町村は地域公共交通や地域医療体制の維持・確保、子育て支援など喫緊の課題に直面している。また、激甚化・頻発化する自然災害に対応した防災・減災対策も重要な課題である。

各町村ともこれらの課題に対し、それぞれに創意工夫を凝らして、住民の安全・安心、住民生活の向上のため、懸命に取り組んでいるが、町村だけでは対応に限界がある。このため、課題解決にあたっては、広域自治体である県の協力を得て、協調しながら取り組んでいくことが必要である。

県内各町村の住民はすなわち新潟県民であり、日本国民である。したがって、町村が充実した施策を行うことにより住民生活の向上を図ることは、新潟県民全体、国民全体の幸せに繋がるものである。県は、このことを十分理解の上、町村が直面する課題の解決に向けて、より一層、町村とのコミュニケーションを密にし、町村と方向性を一にして、各種施策を推進されたい。

本要望書に取り上げた事項は、各町村が直面する喫緊かつ重要な課題の解決に向けた、県に対する要望である。我々町村は、引き続き様々な課題に全力で取り組む所存である。県におかれては、令和7年度予算編成と今後の施策展開にあたって、各町村の実情を十分に把握・理解の上、これらの要望の実現を図り、町村と一致協力して県民の満足度向上に当たってもらいたい。

◎町村共通の重要課題

I 県民生活

1 地域公共交通の維持・活性化

(交通政策局)

- (1) 少子高齢化が進む地域では、移動手段の確保が喫緊の課題となっていることから、県・市町村・交通事業者が連携し、地域の実情に合った公共交通体系の構築と利便性の良い交通を安定的に維持していけるよう、十分な財政支援等を引き続き行うこと。
- (2) 公共交通は市町村をまたがる広域的な課題でもあることから、県が主体となって市町村と連携しながら、新しい公共交通の仕組みやあり方等について検討を進めること。また、公共交通維持・活性化に向けて、市町村横断的に情報共有し、不足しているドライバーの確保対策など、事業者と協議できる場を県が主体となって設けること。
- (3) 複数の市町村をまたぐ広域的な地域公共交通路線については、県の補助事業を拡充するとともに、県が主導し、バスダイヤの調整を図ること。
- (4) インバウンドを含めた県外利用客の多い路線のサービス向上に向けて、キャッシュレス化のための設備導入経費について、域外利用の多い路線を重点整備路線に指定するなどしながら、段階的に助成すること。
- (5) 県がリーダーシップをとり、脱炭素社会推進のため、クールチョイスとして公共交通機関の利用を呼び掛ける「公共交通利用の日」の制定やキャンペーン活動等により、地域公共交通の利用促進・活性化のための取組を強化すること。
- (6) 離島住民の生活の確保と地域の活性化のため、航路の維持・確保が図られるよう、離島航路補助制度の拡充と安定的かつ弾力的な運用を行うこと。

2 道路の適切な維持管理に向けた支援

(土木部)

- (1) 多雪地域の自治体予算において除雪費は大きな負担になっているため、市町村道の半分程度しか指定できない社会資本整備総合交付金の除雪費について、交付金要望額の満額が交付されるよう国とともに取り組むこと。
- (2) 除雪業者の減少、オペレーター及び除雪機械の不足が課題となっているため、県と町村間で余裕があるときは道路除雪作業を融通する体制を整備すること。
- (3) 橋梁長寿命化修繕計画等に基づく調査・設計・修繕には多額の費用が必要となることから、市町村の負担軽減のため、さらなる財政措置について国とともに取り組むこと。
また、AIやドローン等を活用した効率的な点検手法について、積極的に活用できるように、一層の技術的・財政的支援について国とともに取り組むこと。

3 地籍調査事業の促進

(農地部)

土地課税の適正化や土木・土地改良事業が円滑に行えるよう、地籍調査事業の計画的な実施について、国とともに取り組むこと。

Ⅱ 医療・福祉

4 地域医療体制の整備

(福祉保健部、病院局)

- (1) 県内どこに住んでいても等しく受診できるよう、以下の対策をより一層推進すること。
 - ア ヘき地医療体制の確保
 - イ 地域単位での周産期医療体制の確保
 - ウ 入院を含む精神医療体制の確保
 - エ ドクターヘリ活用の柔軟化と必要な体制整備
 - オ 地域での24時間365日の救急医療体制の確保（断られない救急医療体制・救急搬送先が速やかに決定できる体制の構築）
 - カ 中山間地域特有の地域性を考慮した公立病院の存続と老朽化施設の抜本的な整備
- (2) 県立病院のあり方については、地元自治体との意見交換を継続し、地域医療体制の維持を図ること。
- (3) 県立病院・県内病院の医師・看護師等医療従事者の確保・定着に係る取組を強化するとともに、医師・看護師の偏在や診療科の偏在の解消を進めること。特に離島や過疎地域においては本土や都市部との格差是正のため、人的支援をすること。
- (4) 町村立病院に対する県立病院等からの医師派遣を拡充するとともに、町村の医師確保の取組に対して国とともに財政支援を講じること。
- (5) 医師少数地域において新興感染症が拡大した場合にも、必要な医療を提供できる体制を整備すること。

5 介護保険制度に対する支援

(福祉保健部)

- (1) 介護保険制度の健全な運営を図るため、財政支援の拡充強化について国とともに取り組むこと。
- (2) 介護等専門職の人材確保・定着について現状分析を行うとともに、就業継続（定着）に対する支援等、確保定着を推進する対策を講じること。
- (3) 町村が取り組む介護人材確保のための取組に対する財政支援を行うこと。
- (4) 介護従事者等の処遇改善や給与水準の向上について取り組むこと。また、介護支援専門員が介護報酬における処遇改善加算等各種加算の対象となるよう国とともに取り組むこと。
- (5) 令和6年4月に実施された介護報酬の改定による訪問介護費の引き下げは、町村の実情に合っていない。早急に改善するよう国とともに取り組むこと。

6 国民健康保険に対する財政支援

(福祉保健部)

- (1) 国民健康保険制度の健全な運営を図るため、財政支援の拡充強化について国とともに取り組むこと。
- (2) 県単位での保険料水準統一に伴い、保険料を大幅に引上げることとなる町村に対し、激変緩和措置のための財源確保及び保険者支援の強化拡充を行うこと。

7 民生委員・児童委員のなり手不足対策の推進

(福祉保健部)

地域の身近な見守り役である民生委員・児童委員のなり手不足が深刻化しているため、制度の周知活動及び民生委員・児童委員の社会的地位向上のための活動の推進や、委員に支払われる活動費の見直しに町村と連携して取り組むこと。

8 孤独老人対策の推進

(福祉保健部)

高齢単身世帯が増加し大きな社会問題となっているため、県全体の孤独老人対策を検討・推進すること。また、県の孤独老人対策として、安否確認対策（人感センサー等）や認知症高齢者等の徘徊対策（GPS位置検索サービス等）に対する支援制度を講じること。

Ⅲ 子育て

9 子育て環境の整備

(福祉保健部、教育庁)

- (1) 「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」の連携を進めるに当たり、国及び県は地域住民や保護者ボランティアに頼らず、支援員・補助員として安定的に人材を確保するための仕組みを示すこと。また、そのための人件費及び運営費に対する財政支援を行うこと。
- (2) 「こども未来戦略方針」で示された職員配置基準の見直しや、「こども誰でも通園制度（仮称）」に伴い、保育士不足の状況がさらに悪化することのないよう、保育士等の必要な人材確保策として、国とともにさらなる処遇改善や財政支援を行うこと。また、県の特別保育事業における人件費の基準額引上げなど支援を拡充すること。

- (3) 子育て支援パスポート事業について、県は、市町村との間で支援内容に関する情報共有を積極的に進めるとともに、市町村と連携した取組をさらに進めるなどにより、県内に住む全ての子育て世帯へのサービス向上を図ること。
- (4) 財政的に脆弱な町村においても、子ども医療費助成事業を継続していくことができるよう、子ども医療費助成等交付金の県交付額を市町村実助成額の1/2に改正すること。
- (5) 小学校3、4年生は不安定な面があり、学級人員増加ギャップによる影響も見られることから、県の少人数学級パイロット事業による32人学級を4年生まで拡大すること。

10 多様な子ども教育の推進

(教育庁)

- (1) 障がいのある子どもを持つ保護者の負担軽減を図るため、特別支援学校の受け入れ時間を他の学校と同じ時間帯とするとともに、学校設置者が運行する通学バスを利用できない児童生徒に対し、町村が運行する遠距離通学用送迎バスへの支援を行うこと。
また、子ども一人一人に寄り添った対応が必要であり、家族との面談を強化するなど、始業前受け入れや寄宿舎利用、福祉サービス利用等の保護者のニーズを把握し、当該ニーズに合った県独自の支援を行うこと。
- (2) いじめや不登校などの児童生徒に対応するため、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置を拡充すること。

IV 教育

11 教員の確保・多忙化解消

(教育庁)

- (1) 全県すべての地域において教育水準の維持向上を図るため、教員の勤務条件（給与・諸手当・福利厚生等）を改善するなど、教員確保に向けた抜本的な対策を講じること。
- (2) 公立小中学校教員の欠員解消に向けた取組を具体的かつ早急を実施するとともに、欠員に対する代替講師の確保については、町村教育委員会ではなく県において対応すること。少なくとも年度当初の欠員については県が責任を持って人的配置をすること。
- (3) 特別支援学級支援員、ICT支援員、スクール・サポート・スタッフ等の教員支援として必要となる人員は、町村に対しての補助制度等による事業ではなく、県が直接人的配置をすることにより対応すること。
- (4) 教員の多忙化解消のため、スクール・サポート・スタッフの各校1名以上の配置について、国とともに財政支援に取り組むこと。
- (5) 統合型校務支援システムについては、県がリーダーシップを取り、市町村に対し新規導入や次回更新時に統一システムの導入を計画的・継続的に働きかけ、教員の負担を軽減できるよう支援を行うこと。また、システムの導入や運用に係る費用について、国とともに財政支援に取り組むこと。

12 高等学校及び中等教育学校の再編・魅力化

(教育庁)

- (1) 県立高等学校（中等教育学校を含む）の再編は、生徒の定員割れ等のみによって行うことなく、その高校が立地する町村における県立高校としての存在意義、その高校の特徴的な教育方針やこれまでに地域社会に果たしてきた役割等も十分に勘案するとともに、地元の意向を十分尊重し、理解のもとに行うこと。
- (2) 再編により居住の近くに高校がなくなり、遠距離通学せざるを得なくなる生徒が安心して教育を受けることができるよう、通学費の支援を行うこと。
- (3) 県立学校と地域が連携した教育を進める調整役となる地域コーディネーターについて、過疎地域においては人材不足により地域内で確保することが困難な状況であることから、県教職員の配置など県による人材確保を行うこと。また、町村において地域コーディネーターを確保する場合は、その人件費等について財政的な支援を行うこと。

13 中学校における部活動の地域移行

(教育庁)

中学校における部活動の地域移行について、国及び県は、指導者を確保するための仕組みを作るとともに、受益者負担だけでは成り立たない運営主体に対し継続的に財政支援を行うこと。

V 農林業

14 農用地の利用集積

(農林水産部)

改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、市町村は、令和7年3月末までに地域計画を策定することとなった。このことについて、以下の対応を求める。

- (1) 「地域計画」については、中山間地域も「農地集約等の取り組みの加速化」が求められているが、条件不利地が多く、計画通り集約を進めることが困難であるのが現実である。また、高齢化が進み、不在所有者もいる中で意見を調整し、まとめることに苦慮している。令和7年度以降も毎年見直しが必要になるが、県としても中山間地域の現状を改めて掌握し、地域の実情に応じた計画改定が可能となるよう優良事例の情報提供など必要に応じた支援を講じること。
- (2) 「地域計画」の策定に伴い、法人など中心的な存在となる大規模経営体はもちろん、地域農業を支える兼業農家や小規模農家なども含めたすべての『農業を担う者』が、今後も農業経営を継続・拡大でき、地域農業の持続的発展が図られるという観点から各種支援を講じること。
- (3) 地域計画に基づき担い手への農地集積・集約化を加速化させるため、農地の貸借方法が農地中間管理機構（県農林公社）による農地中間管理事業に一本化される。
これに伴う業務について、県農林公社から町村へ委託する場合は、速やかに委託業務の範囲や委託料の取扱い等を明らかにするとともに、町村の過度な負担とならないよう、県から県農林公社へ働きかけること。また、町村の事務等が円滑に行われるよう事務費・人件費等について支援を行うこと。

15 農地の基盤整備の推進

(農地部)

- (1) 農業基盤整備事業については、農家の高齢化や担い手不足が解決でき、高収益化や農業競争力強化に繋がることから、引き続き積極的に事業に取り組むこと。また、基盤整備事業に伴う園芸作物導入の推進に当たっては、その販路の確保についても、関係機関と連携し積極的に取り組むこと。
- (2) 基盤整備採択基準の緩和、工事の早期着工・完了に向けての予算措置、農業農村整備事業予算の安定的な確保について、国とともに取り組むこと。
- (3) 経年劣化による揚水機場・自動給水栓の更新整備等への財政支援に取り組むこと。

16 農業所得の向上対策の推進

(農林水産部、農地部)

- (1) 儲かる農業の実現や園芸1億円産地の取り組みを推進するため、農産物加工は、付加価値向上や規格外品の活用など生産者の所得の最大化に有効であるので、県内食品産業との連携により、多くを廃棄していた規格外品を活用できる1次加工事業者の育成・誘致を図ること。
また、加工場の通年稼働に向けて、県内産地の積極的な展開に取り組むこと。
- (2) 需要に応じた米生産を行うとともに、高温耐性コシヒカリBLの開発や渇水対策としての水利施設の機能強化・整備等の近年の猛暑に対応するための対策を早急に進めること。
また、農業者が所得を確保できるよう、県は引き続き有益な情報を積極的に発信し、町村等への助言に努めること。

- (3) 昨今の肥料農薬や資機材の価格高騰に対応するため、農業者への各種支援策を拡充すること。
- (4) 冬期に適した園芸作物及び維持管理コスト削減のための研究・開発を進めるとともに、中山間地域の施設整備に対する補助率の嵩上げを継続すること。
- (5) 多雪地域の農業経営の安定化のため、緊急消雪促進対策事業を恒久化するとともに、事業基準日を3月に前倒しすること。

17 有害鳥獣被害防止対策の拡充

(環境局、農林水産部)

- (1) 有害鳥獣の生息数を改めて把握し、生息実態に即した管理を行うとともに、被害の未然防止に向けた対策を速やかに講じること。
- (2) 鳥獣被害対策は、継続して取り組むことで効果が発揮されることから、引き続き各町村が取り組む対策に対して十分な財政支援を講じること。さらに、県における計画の進捗について検証・評価し、県と町村との情報共有の場を設ける等、広域的な捕獲体制の強化について取り組むこと。

18 木材流通の強力な促進支援

(農林水産部)

他県と接する町村の地理的条件から、隣接県との林業分野の補助内容の違いや買取場所への運搬距離の長さなどにより、木材流通において県産木材が苦戦を強いられていることから、持続的な林業経営活動をより安定させるため、県産材の利活用及び輸送等に対し支援する事業を創設すること。

VI DX

19 デジタル化施策の推進

(知事政策局)

- (1) 町村におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)推進に当たっては、町村の実情に応じた専門人材が必要となることから、県において必要な人材を採用し、町村に対して人的支援、業務支援を行うこと。
- (2) 県から携帯電話事業者に対して、人口カバー率だけでなく、エリアカバー率の向上について働きかけを行うなど、県、町村が連携して町村部での5G利用可能エリアの拡大に向けた取組みを行うこと。
- (3) 離島における高度情報通信サービスについて、本土や都市部との格差が生じないように、本土からの光ファイバーの維持費に対する財政支援の拡充や、多様なニーズに合わせた支援策を講じること。

VII 安全

20 空き家対策の推進

(土木部)

- (1) 新潟県空き家再生まちづくり支援事業については、交付基準の緩和等の見直しによって活用範囲が拡大されたが、引き続き制度周知や活用のための課題解決等、町村が取組みやすくなるよう支援を行うこと。
- (2) 特定空家等を除却する際には、行政代執行や略式代執行、緊急安全措置、財産管理人選任申し立て等に多額の費用を要し大きな負担となるため、これらの費用に対する財政支援制度の創設を行うこと。

21 原子力災害時の避難等

(防災局)

- (1) 能登半島地震を受け、改めて原子力災害時の自家用車避難が困難な人が必要とする避難車両数及び避難ルートを再確認するとともに、県外避難に係る近隣県との調整を進め、実効性を確保した上で住民へ実態を広報し、安心を醸成すること。
- (2) 避難所の設置については、豪雨・豪雪・感染症などとの複合災害やスフィア基準等を念頭に置いた上で行うこと。

Ⅷ 広域自治体としての県のさらなる取組

22 消滅する可能性がある自治体への県全体としての対応

(知事政策局、福祉保健部、産業労働部)

「人口戦略会議」が新潟県内の18市町村を消滅可能性自治体と公表するなど、人口減少が進む中、個々の町村で独自の対応を実施しているものの、新潟県内の限られた数の中で奪い合いをしているだけであり、実態として問題の解決になっていない。県は、首都圏一極集中是正や地方創生の実現に向けた有効な対策への支援を行うとともに、県全体を見据えた対応を行うこと。

23 地域活性化推進事業の拡充

(知事政策局)

補助制度に当てはまらない、町村が抱える独自の問題や課題を柔軟に対応し解決するとともに、市町村間にまたがる広域的な地域振興策をより一層推進していくため、地域振興局に配分される地域活性化推進事業を拡充すること。

24 新潟県地方税徴収機構事業の継続

(総務部)

新潟県地方税徴収機構は、地方税の滞納整理と関係職員の徴収技術の向上に大きく貢献していることから、時限的な事業とするのではなく、県と市町村が一体となって継続的に運営すること。

25 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の市町村との連携事業の推進

(総務部)

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（横展開型））（国費1/2）が小規模町村でも活用できるよう、県がリーダーシップをとり、県・市町村広域連携事業の新規計画策定を積極的に進めること。

26 戸籍謄本等の第三者からの請求に関する本人通知制度の法制化

(総務部)

戸籍謄本等の第三者からの請求に関する本人通知制度については法制化されておらず、各自治体の取組にばらつきが生じている。戸籍は法定受託事務に係る制度であり、個人情報保護の観点からも、県も一体となって法制化に向けた取組を行うこと。

◎町村個別の重要課題

1 木材流通の促進を目指したA材・B材の活用と花粉の少ない苗木育成の推進について（阿賀町）

（農林水産部）

新潟県では、令和4年3月に策定した新潟県森林・林業基本戦略に基づき、「伐って、使って、植える」という循環型林業を確立するため、これまでの利用間伐主体の林業から主伐・再造林主体の林業へと大きく舵を切った。

しかし、主伐したA材、B材を市場に出回らせるためには、市場開拓、加工技術の向上、サプライチェーンの整備が必要不可欠となっている。また、再造林の際、花粉の少ない苗木を植栽することは、国のスギ花粉発生源対策推進方針にも沿った対応でもあり、積極的に進めるべきである。

これらについて、民間企業への支援等を含めたA材、B材の確実な販売先の確保と苗木の生産体制の推進について、県として積極的な施策を展開すること。

2 県立定時制高校の存続について（出雲崎町）

（教育庁）

県立高校再編においては、生徒の定員割れ等のみによって行うことなく、特に県立出雲崎高校（単位制定時制）の立地する地域における存在意義、その特徴的な教育方針やこれまで地域社会に果たしてきた役割等も十分に勘案すること。

3 地域医療体制の整備について（出雲崎町）

（福祉保健部）

本町は、令和4年度末に1歯科医院、1内科医院が閉院となり、現在は1内科医院のみとなった。当該医師の高齢化や後継者の見込みが立たない現状から、将来的に無医地区になる可能性が非常に高く、本町の実態に即した、中長期的な地域医療体制の構築が急務となっている。

本年5月に県の専門職員の協力を得ながら、「出雲崎町医療体制検討会」を発足したが、今後も課題の整理や検討を進めていくにあたり、引き続きオブザーバーとして多角的な知見から、指導・助言等の人的な支援をお願いしたい。

4 国重要文化財の維持管理補助金の補助率の嵩上げについて（関川村）

（観光文化スポーツ部）

国重要文化財の適切な維持管理を行うにあたり、職人の後継者不足や資材調達に係る環境変化等により、町村・所有者の負担が増加しているため、国庫補助金の単価の見直しについて国とともに取り組むこと。また、県においても補助率の嵩上げを行うなど、必要な財政支援を講じること。

5 特定有人国境離島地域への早期追加指定について (粟島浦村)

(知事政策局)

特定有人国境離島地域については、議員立法で「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が制定され、全国の8都道県で71島が「特定離島」に指定され、国の財政措置が講じられることとなったが、ロシアや北朝鮮と緊張状態にある日本海側では、粟島（新潟県）、飛島（山形県）、天売島（北海道）、焼尻島（北海道）が指定されていない状況である。

近年、北朝鮮による弾道ミサイルの発射が頻発化し、ロシアや中国とも緊張関係が高まっている中、有人国境離島として、そうした脅威も鑑み、国境機能を維持するためにも財政措置の厚い「特定有人国境離島地域」への早期追加指定がされるよう県の協力を強く要望する。